令和 7 年 10 月 31 日
江戸川区福祉部介護保険課給付係

江戸川区住まいの改造助成事業の改正のご案内

江戸川区住まいの改造助成事業は、介助を要する高齢者の方などが、車いすなどを使用して暮らしやすい生活ができるよう、住まいを改造する費用を助成し、快適な生活環境をつくることを目的としています。

令和８年４月１日以降、江戸川区住まいの改造助成事業は以下の内容で実施します。

１　対象者

（１）助成の対象となる方は、次に掲げる条件を満たす方とします。
①江戸川区内に居住していること。
②現に居住する住宅について住まいの改造を必要としていること。
③要介護認定又は要支援認定を受けていること。
（２）上記の条件を満たす方でも、次のいずれかに該当する方は助成の対象から除きます。
①老人福祉施設その他の施設に入所中又は入院（短期入院を除く。）中の方。ただし、住まいを改造することにより、当該施設を退所し、又は退院することが可能となる場合は、この限りでありません。
②住まいを改造することについてその住宅の所有者の承諾が得られない方

２　助成割合

区分	助成割合
①　生活保護を受けている方	10 割
②　①、③、④のいずれにも該当しない方	９割
③　介護保険サービスの自己負担割合が２割の方	８割
④　介護保険サービスの自己負担割合が３割の方	７割

※申請書類提出日時点における助成割合を適用します。

３　助成対象額

助成対象額は 200 万円を限度とします。例えば、住まいを改造する費用が 200 万円で助成割合が 9 割の場合、180 万円が助成金で支給され、自己負担は 20 万円となります。

【注 1】 介護保険による住宅改修（限度額 20 万円）が本事業より優先されます。

【注 2】 住まいを改造する費用が 200 万円を超えた場合は、その部分は全額自己負担となります。

【注3】 住まいを改造する費用が 200 万円に達するまで、複数回申請することができます。ただし、下記「4　住まいの改造工事の種類」のとおり、工事の種類ごとに限度額を設けています。また、助成の回数は、工事の種類に応じ、それぞれ 1 回限りとしますのでご注意ください。

4　住まいの改造工事の種類

工事の種類	限度額	支給要件
便器の洋式化	106,000 円	
浴槽の取替え	379,000 円	次に掲げる事項に該当すること。 ①またぎ動作が困難であること。 ②既存の浴槽から 10 センチメートル以上低くなること。
流し及び洗面台の取替え	156,000 円	日常的に車いすを利用していること。
段差解消機設置のための舗装改修	2,000,000 円	次に掲げる事項に該当すること。 ①日常的に車いすを利用していること。 ②段差解消機を利用しなければ住宅の入退室ができないこと。
階段昇降機の設置	2,000,000 円	次に掲げる事項に該当すること。 ①申請者又はその家族の持ち家であること。 ②日常的に車いすを利用していること。 ③日常的に階段の昇降が必要であること。
ホームエレベーターの設置	2,000,000 円	次に掲げる事項に該当すること。 ①申請者又はその家族の持ち家であること。 ②日常的に車いすを利用していること。 ③日常的に階段の昇降が必要であること。

【注1】 工事に付帯して必要な工事を含みます。

【注2】 助成の回数は、工事の種類に応じ、それぞれ 1 回限りとします。

【注3】 上記の支給要件のほか、助成を受けようとする方の住まいの改造の必要性を踏まえて、助成に関する決定をします。

5　ご相談・申請から助成金支給までの流れ

ケアマネジャーへのご相談	助成を受けようとする方は、担当のケアマネジャーに住まいの改造について相談してください。(担当のケアマネジャーがいない場合は、お近くの熟年相談室に相談してください。) その後、工事施工業者を交えて工事の内容を検討してください。
江戸川区への報告	ケアマネジャー（熟年相談室）は、区に電話し、工事内容及び申請者の ADL（日常生活動作）等の報告をしてください。
現地調査	以下の工事を行う場合は、区職員が現地調査をします。現地調査は、住まいの改造の必要性を確認するために行います。現地調査の際は、ケアマネジャー（熟年相談室）及び工事施工業者の立ち合いをお願いします。 【現地調査対象工事】 ①段差解消機設置のための舗装改修 ②階段昇降機の設置 ③ホームエレベーターの設置
申請書類の送付	工事内容に問題がないと判断した場合、区から申請者に「住まいの改造助成申請書」を送ります。
申請書類の提出	申請者は区に以下の書類を提出してください。なお、工事施工業者は、申請者からの依頼を受けたときは、書類提出の代行を行えます。 【提出書類】 ①住まいの改造助成申請書 ②工事見積書 ③工事図面 ④住まいの改造工事の施工前の写真（原則として撮影日が分かるもの） ⑤住宅の所有者の承諾書（工事を行った申請者と、住宅の所有者が異なる場合）
申請書類の審査及び決定の通知	区は申請書類を審査し、助成に関する決定後、申請者に「住まいの改造助成決定通知書」を送ります。申請書類の受け取りから決定の通知まで、約 3 週間お時間をいただきます。

住まいの改造工事の施工	「住まいの改造助成決定通知書」の受け取り後、工事施工業者に連絡し、住まいの改造工事を施工してください。**工事完了後、助成決定者は、工事施工業者に費用を一旦全額支払ってください。**
工事の完了書類の提出	助成決定者は、工事が完了したときは、速やかに以下の書類を区に提出してください。なお、工事施工業者は、助成決定者からの依頼を受けたときは、書類提出の代行を行えます。 【提出書類】 ①工事費内訳書 ②住まいの改造工事に要した費用に係る領収証 ③住まいの改造工事の施工後の写真（原則として撮影日が分かるもの）
工事の完了書類の審査	区は、工事の完了書類の提出があったときは、速やかに工事内容を審査し、助成金の額を決定します。
助成金の支給	区から助成決定者に助成金支給書類を送ります。助成決定者が区に助成金支給書類を提出後、約 3 週間以内に助成金を支給します。助成金の支給後、区から助成決定者に「住まいの改造助成金額決定通知書」を送ります。

6　提出書類、住まいの改造工事の詳細等

「江戸川区住まいの改造助成事業の改正に関するＱ＆Ａ」をご確認ください。

7　令和 8 年 3 月 31 日までの事業の内容

令和 8 年 3 月 31 日までの工事の種類や
助成額などは、区ホームページをご覧ください。

8　申請及び問い合わせ先

江戸川区福祉部介護保険課給付係
〒132-8501　江戸川区中央一丁目４番１号
電　　話　03-5662-0309
受付時間　平日午前 8 時 30 分から午後 5 時